

#### ◆厚生労働省、医療法等の一部改正に関する通知を発出

医療法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成 30 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、厚生労働省は 8 月 10 日に通知「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」を発出した。

今回の改正で行われたことは以下の①～④である。

- ①病院、診療所または助産所における検体検査の精度の確保に係る基準の策定
- ②業務委託における検体検査の精度の確保に係る基準の策定
- ③検体検査の分類の見直し
- ④衛生検査所における検体検査の精度の確保に係る基準の改正

特に注目されるのは①で、これまで医療機関で行われる検体検査の精度管理に関する法がなかった。しかし、今回の法改正により医療機関で行われる検体検査での「構造設備関係」「管理組織関係」「標準作業書及び作業日誌又は台帳関係」「内部精度管理の実施、外部精度管理調査の受検及び適切な研修の実施関係」に関する省令が出ることとなった。各医療機関の今後の対応が注目される。